

第43回 大崎上島町公共交通連携協議会

令和6年6月27日(木) 13時30分～
大崎上島町役場本庁 2階大会議室

開 会

あいさつ

委員紹介

議 題

1. 報告事項

- (1) 令和5年度事業報告について 2
- (2) 令和5年度交通対策事業実績・令和6年度予算について 7
- (3) 令和5年度収入支出決算について 13
- (4) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について 15
- (5) 竹原大長航路（高速船）の運航休止について 16

2. 協議事項

- (1) 令和6年度収入支出予算（案）について 17
- (2) 令和6年度事業計画（案）について 18

3. その他

添付資料

- 大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿 19
- 大崎上島町公共交通連携協議会規約 20
- 大崎上島町公共交通連携協議会財務規程 22
- 大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程 24

※ 別 冊 大崎上島町地域公共交通計画事業実施支援業務報告書

交通体系検討に向けた町民アンケート調査支援業務報告書

1. 報告事項

(1) 令和5年度事業報告について

ア 協議会の開催

	開催日・会場	内 容
第37回	【開催】 令和5年8月10日(木) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 報告事項 (1) 令和4年度事業報告について (2) 令和4年度交通対策事業実績・令和5年度予算について (3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について 2. 協議事項 (1) 令和4年度収入支出決算(案)について (2) 令和5年度収入支出予算(案)について (3) 令和5年度事業計画(案)について (4) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について (5) デマンド交通実証実験の実施について
第38回	【開催】 令和5年10月11日(水) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 報告事項 (1) デマンドバス導入事業に係る経過報告について 2. 協議事項 (1) 大崎上島町における公共交通の最適化について
第39回	【開催】 令和5年11月13日(月) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 協議事項 (1) デマンド交通実証運行の実施について (2) 交通体系検討に向けた町民アンケート調査の実施について
第40回	【開催】 令和6年1月31日(水) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 報告事項 (1) デマンド交通実証運行の実施状況について (2) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る車両数の変更について 2. 協議事項 (1) 交通体系検討に向けた町民アンケート調査の集計結果について (2) アンケート調査の集計結果を踏まえた対応案について

第41回	【開催】 令和6年2月28日(水) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 協議事項 (1) デマンド交通実証運行の実施状況及び令和6年度以降のおと姫バスの運行について (2) 高速船のあり方に係る対応案について
第42回	【開催】 令和6年3月27日(水) 【会場】 役場本庁2階大会議室	1. 協議事項 (1) 令和6年度以降のデマンド型(予約型)バスの運行について (2) 高速船の運航に係る現運航事業者との協議状況について

イ 地域公共交通計画に基づく各種事業の実施

計画に基づく各種事業の実施にあたり、円滑な推進を支援することを目的として次の業務を委託により実施した。

(ア) 公共交通計画事業実施支援業務(詳細は別冊業務報告書)

a 陸上交通の運行及び改善事業(おと姫バスの利用者数の分析)

平成24年度からの利用実績データを元に利用状況の検証等を行った。令和2年度以降はコロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んで状況であり、その後横ばい傾向である。

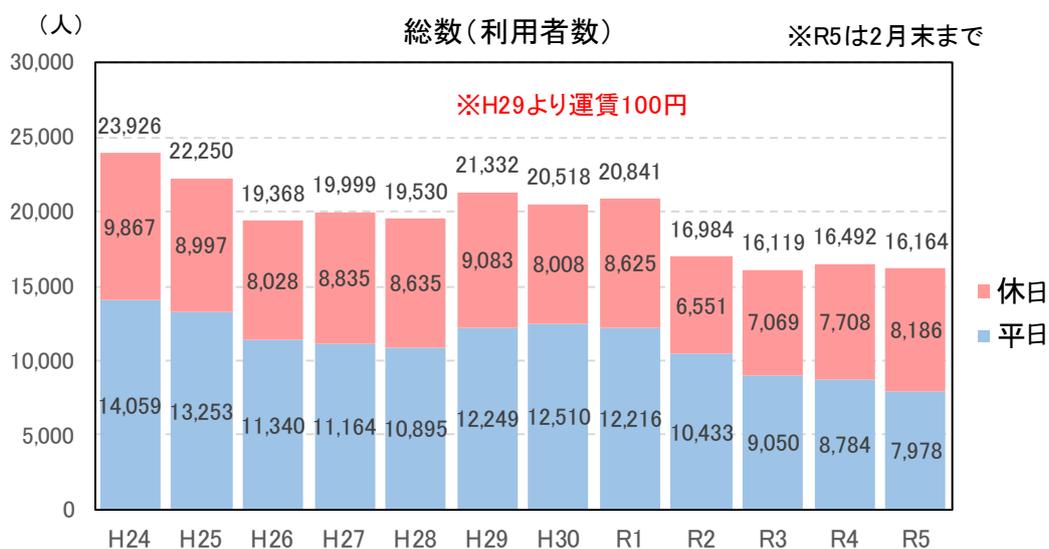


図 利用者数の推移

b 海上交通の運航及び改善事業（高速船利用実態整理）

高速船の利用者数は、平成 22 年度以降減少傾向で近年の新型コロナウイルスの影響もあり一層減少しており、利用者数の減少に伴い運賃収入も同じく減少している状況である。

（令和 4 年度の利用者数は年間 20,523 人であり、8 年間で 18,179 人（47%）減少している。）

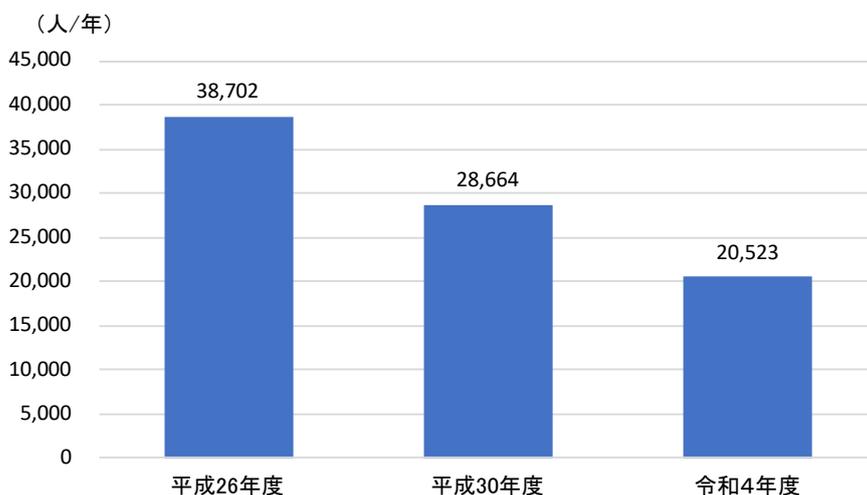


図 利用者数の推移

c 公共交通利用促進啓発記事の掲載【町広報紙】

事業内容周知及び公共交通機関の利用促進を図ることを目的として、広報紙へ掲載した。

デマンド型 (予約型) おと姫バス
 本格運行をスタートします
 令和6年4月から

お問い合わせ：電話予約・運行について：さんまふ(公) 電話 0844-65-3331
 運行全般について：文殊上越町連絡 電話 0844-65-3112

実証運行期間 (10) の利用状況の紹介

■「デマンド型」の利用者数は増加傾向にあります。
 また「従来のおと姫バス」と合わせ利用者数も増えており、公共交通機関利用者の増加に貢献しています。
 ■「デマンド型」を予約した方の年齢層は、若い方が多いのが特徴です。
 ■予約方法があるため、若い方はスマートフォンが多く、60代以上は電話予約が多いですが、スマートフォンも少なくありません。

図 予約者の年齢割合

年齢層	割合 (%)
10代	10%
20代	20%
30代	30%
40代	20%
50代	10%
60代以上	10%

図 月別の利用者数 (令和5年9月以降)

月	利用者数
9月	1,591
10月	1,568
11月	1,410
12月	1,782
1月	2,442
2月	2,868

「デマンド型 (予約型) おと姫バス」の運行概要

運行日：毎日運行
 ただし、1月1日～1月3日は運休

運行時間：午前7時～午後6時

運賃：大人100円、小学生以下50円
 ※就学児童は大人の半額 (1人につき1人無料、複数就学児童の場合は乗車券が別途必要です)

運行台数：2台で運行する時間帯：7時台～9時台、15時台、16時台
 1台で運行する時間帯：10時台～14時台、17時台

「デマンド型 (予約型) おと姫バス」の利用方法

①利用者登録の方法 (はじめてご利用される方)

利用者登録には、スマートフォンで登録する方法と、紙で申請する方法があります。

【A】スマートフォンで申請する (パソコンでも可能)

②予約の申し込み、ログイン画面が表示されます。
 ○「予約希望日」ボタンから乗車入力画面に進み、必要事項の入力を確認します。

【B】紙で申請する

③出発 (予約希望日) がある申請用紙に必要事項をご記入いただき、提出してください。

②利用するためには事前の「予約」が必要です

出発を希望する時刻の30分前までに予約をお願いします。(3日前から予約可能)

予約には、スマートフォンで行う方法と、電話する方法があります。

【A】スマートフォンで予約する (パソコンでも可能)

③お上の QRコードより、ログイン画面へアクセスします。
 ○画面で表示された利用希望日、パスワードを入力してログインし、予約の空き状況を確認してください。

【B】電話で予約する

【電話】0844-65-3531 (さんまふバス) ● (デマンド型のおと姫バス) であること
 ・氏名
 ・予約したい日時
 ・乗車箇所、降車箇所
 ・利用人数 ※お知らせください

予約が完了したら、出発予定時刻の5分前までに、乗降ポイントまでお越しください。(予約時刻を過ぎても乗降ポイントに来ていない場合は、キャンセルとして扱いますので、ご了承ください。)

詳細は利用方法や乗降ポイントの解説は、町広報紙 (啓発・実用) 欄にある「利用ガイド」をご覧ください。

○乗り合って利用する公共交通であり、予約状況によってはお断り・変更に選ばれる場合があります。ご了承ください。

○予約が満席の場合は、希望する時間に予約がとれないことがあります。ご了承ください。

広報掲載月	内 容	ページ数
令和6年4月号	デマンド型おと姫バス本格運行開始のお知らせ	2

(イ) 公共交通利用促進業務（高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施）

バスの利用促進を図るため、サロン等を利用する高齢者にデマンド型おと姫バスの利用に伴う事業及び予約方法の説明を実施した。

- a 実施回数：6回
- b 参加者：述べ55人
- c 実施内容
 - (a) デマンドバスの電話予約の流れ
 - (b) デマンドバス乗車、降車体験
 - (c) 利用者登録及びアンケートの実施

実施日	対象	体験乗車	参加人数
令和6年2月20日(火)	NPOかみじまの風	有	6人
令和6年2月26日(水)	ヒストリーランナーズ 三原特別支援学校大崎分教室	有	5人
令和6年3月4日(火)	小原長命会	有	7人
令和6年3月8日(土)	垂水老人クラブ	有	6人
令和6年3月12日(水)	野賀サロン	有	12人
令和6年3月15日(土)	ふれあい工房施設職員及び利用者	有	19人



デマンドバスの説明及び乗車体験の様子

ウ 公共交通体系検討に向けた町民アンケート調査の実施について

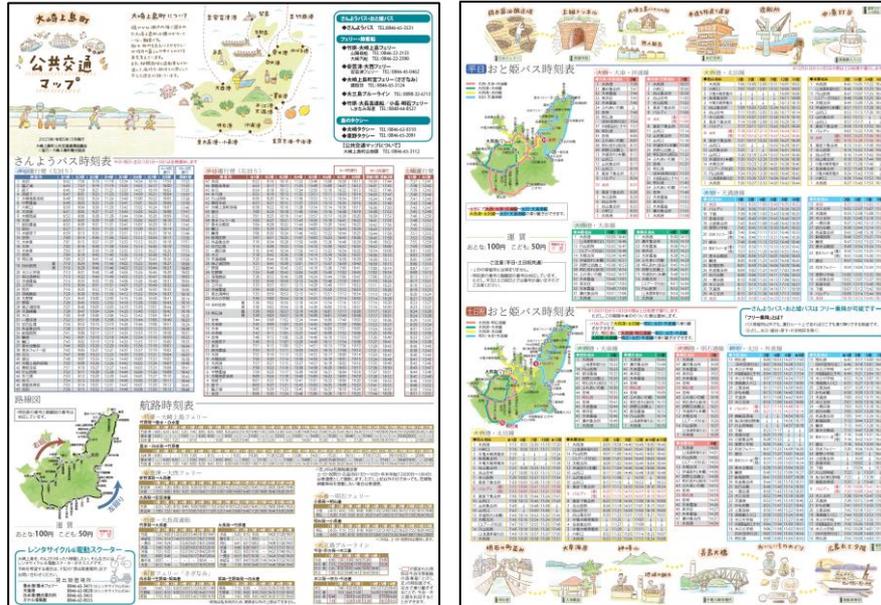
大崎上島町内において、より良い公共交通体系を構築するため、町民アンケートを実施し、公共交通体系検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施した。（詳細は別冊業務報告書）

- ・アンケート内容
 - a 普段の利用実態
 - b 町の公共交通への経費のあり方
 - c 特に、町による赤字補填額が大きい高速船の運航について

エ 利用促進に繋がるツール作成

公共交通の利用促進を図ることを目的として、令和4年度に、バスや船時刻を掲載した情報ツール時刻マップ（部数：500部）を製作した。令和5年度は、明石ー小長航路のダイヤ改正及びデマンドバスの本格運行に伴い、情報を更新した。（部数：1,000部）

公共交通マップ



A2サイズ（A6折り）両面カラー

(2) 令和5年度交通対策事業実績・令和6年度予算について

ア 海上交通について

(ア) 高速船「竹原～大長」

a 運航収支

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度予算
営業収益	23,910,100	15,913,410	14,072,911	14,903,710	15,052,902	14,262,520
営業外収入	-	-	-	217,272	※1,457,676	-
運航経費	63,910,100	60,162,242	67,978,392	68,716,105	71,874,742	68,320,765
差引欠損額	40,000,000	44,248,832	53,905,481	53,595,123	55,364,164	54,058,245

※燃油費高騰緊急支援金 162,300 円、温暖化対策還付金 103,376 円、
持続可能な公共交通の実現補助金 1,192,000 円

b 広島県生活交通体系再編支援・竹原市補助

平成22年度県補助 5,217,000 円、竹原市補助 4,207,000 円を最後に補助なし。

c 利用実績

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
旅 客	28,835 人	21,039 人	19,537 人	20,523 人	20,990 人

(イ) 安芸津フェリー

a 運航収支

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度予算
営業収益	281,844,000	227,818,000	225,523,000	265,410,000	255,568,000	240,869,000
営業外収益	3,596,000	3,555,000	36,960,000	479,000	2,538,000	1,800,000
運航経費	248,565,000	249,078,000	242,640,000	259,028,000	264,875,000	270,389,000
営業外費用	0	98,000	322,000	270,000	2,498,000	2,073,000
差引欠損額	△36,875,000	17,803,000	△19,521,000	△6,591,000	9,267,000	29,793,000

b 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度予算
補助対象額	—	13,523,000	11,994,000	—	6,665,000	22,731,000
県補助金	—	6,761,000	5,997,000	—	3,332,000	11,365,000
東広島市分	—	3,380,750	2,998,500	—	1,666,250	5,683,000
大崎上島町分	—	3,381,250	2,998,500	—	1,666,750	5,683,000

※広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助し、
残りの1/2については、協定により、東広島市・大崎上島町がそれぞれ1/2を負担。

c 利用実績

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
旅 客	209,299 人	162,086 人	166,485 人	187,289 人	191,856 人
車 両	97,514 台	79,881 台	80,892 台	97,284 台	96,017 台

(ウ) 大三島ブルーライン

a 運航収支

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度予算
営業収益	66,497,000	71,545,000	55,034,000	56,617,000	61,097,000	58,387,000
営業外収益	312,000	352,000	7,577,000	5,998,000	3,006,000	0
運航経費	106,974,000	116,692,000	141,535,000	154,890,000	160,663,000	155,735,000
営業外費用	0	3,486,000	3,514,000	3,184,000	3,515,000	2,525,000
差引欠損額	40,165,000	48,281,000	82,438,000	95,459,000	100,075,000	99,873,000

b 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度予算
補助対象額	25,068,000	33,634,000	44,617,000	49,837,000	48,098,000	50,813,000
県内分 (減価償却分除く)	6,267,000	8,408,000	11,154,000	12,459,000	12,024,000	12,703,000
県補助金	3,133,000	4,204,000	5,577,000	6,229,000	6,012,000	6,351,000
大崎上島町分	10,041,000	12,070,000	20,609,000	23,864,000	25,018,000	24,968,000

※大崎上島町補助分は、前年度(4月から翌3月)欠損額の内、千円未満を切り捨て、協定により、今治市3/4、大崎上島町1/4の割合で負担。広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助金として広島県が補助。

c 利用実績

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
旅 客	51,880人	47,563人	42,142人	46,869人	47,751人
車 両	18,281台	18,173台	16,147台	19,069台	18,186台

d 新造船について

新造船「みしま」は、平成31年4月22日から運航を開始している。

総建造費は453,600,000円(税込)で、内158,840,000円について、大崎上島町1/4、今治市3/4の割合で大三島ブルーライン株式会社に対し、平成31年3月に貸付を行った。

償還期間11年

貸付金額：39,710,000円

令和2年度貸付償還金額：8,360,000円

令和3年度から令和11年度貸付償還金額：2,850,000円/年

令和12年度貸付償還金額：5,700,000円

(エ) 町営フェリー「さざなみ」

a 運航収支

(単位:円)

区 分	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度予算
営業収益	3,977,120	3,188,021	3,870,253	4,027,180	3,590,600	3,805,000
運航経費	93,697,584	100,438,322	95,328,354	94,043,113	95,910,312	109,682,000
差引欠損額	89,720,464	97,250,301	91,458,101	90,015,933	92,319,712	105,877,000

b 国・県補助金

(単位:円)

区 分	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度予算
補助対象額	89,720,464	97,250,301	91,458,101	90,015,933	92,319,712	105,877,000
国庫補助金	43,604,098	51,178,817	42,630,935	42,414,744	46,643,365	40,170,000
県補助金	16,072,000	19,851,000	21,303,000	23,647,000	25,147,000	28,553,000

c 利用実績

区 分	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
旅客	9,757 人	10,015 人	10,872 人	9,397 人	7,841 人
車両	1,974 台	1,472 台	1,941 台	1,970 台	1,563 台

イ 陸上交通について

(ア) おと姫バス（定期路線）の実績について

業務委託名	大崎上島町営バス（おと姫バス）指定管理
業務委託先	さんようバス株式会社
委託料	29,537,037円
委託期間	2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日

a 乗車状況（12ヶ月）

- ・運行経費（29,537,037円）÷乗車人数（17,320人）≒1,705円/人（前年1,791円/人）
- ・月別乗車人数・運賃収入・委託料

区分	乗車人数（人）				運賃収入（円）			委託料（円）		
	R3	R4	R5	1日平均 利用人数	R3	R4	R5	R3	R4	R5
4月	1,424	1,353	1,623	54.1	125,750	116,150	142,700	2,351,151	2,351,151	2,351,151
5月	1,435	1,562	1,600	51.6	126,200	133,300	137,300	2,216,577	2,216,577	2,216,577
6月	1,341	1,434	1,572	52.4	117,650	128,680	134,950	2,216,577	2,216,577	2,216,577
7月	1,768	1,546	1,729	55.8	154,850	135,810	146,950	2,409,627	2,409,627	2,409,627
8月	1,242	1,219	1,376	44.4	108,950	105,950	118,700	3,278,931	3,278,931	3,278,931
9月	1,222	1,341	1,591	53.0	103,130	117,030	135,600	2,480,742	2,480,742	2,480,742
10月	1,512	1,614	1,568	50.6	133,430	140,480	134,480	2,291,575	2,291,575	2,291,575
11月	1,412	1,383	1,410	48.7	123,200	119,000	120,450	2,216,577	2,216,577	2,216,577
12月	1,360	1,267	1,384	44.6	122,380	108,350	119,550	3,278,930	3,278,930	3,278,930
1月	1,196	1,296	1,178	38.0	106,750	109,150	101,250	2,290,827	2,290,827	2,290,827
2月	1,075	1,267	1,133	39.1	95,650	111,300	99,550	2,288,616	2,288,616	2,288,616
3月	1,132	1,210	1,156	37.3	94,600	103,600	101,130	2,216,907	2,216,907	2,216,907
合計	16,119	16,492	17,320	47.5	1,412,540	1,428,800	1,492,610	29,537,037	29,537,037	29,537,037
前年比	△5.1%	2.3%	5.0%		△2.9%	1.2%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%
月平均	1343.3	1374.3	1443.3		117,712	119,067	124,384	2,461,420	2,461,420	2,461,420

b 広島県市町等運行路線再編促進費補助金

（単位：円）

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度～R5年度
県補助金	2,411,000	2,411,000	1,283,000	—

※県費補助は、前年度10月～本年度9月が補助対象期間となる。おと姫バス運行路線16系統の内、経常収支率15%以上の路線が対象。平成29年4月に運賃を一律100円に引き下げたことにより、各系統で収支率が下がり、平成30年度（H29.10～H30.9）補助対象が0路線になり、広島県の補助は対象外となった。

(イ) おと姫バス（デマンド型（予約型）おと姫バス）の実績について

業務委託名	大崎上島町デマンドバス運行業務
業務委託先	さんようバス株式会社
委託料	11,970,200円（内、車両借上料2,574,000円）
委託期間	2023(令和5)年12月1日～2024(令和6)年3月31日
運行期間	2023(令和5)年12月16日～2024(令和6)年3月31日

a デマンド型おと姫バスの利用者数

- ・利用者数 4,562 人（予約件数 3,391 件）
- ・平均利用者数：月あたり 1,303 人
日あたり 43.9 人

b 従来のおと姫バスと合わせた利用者数

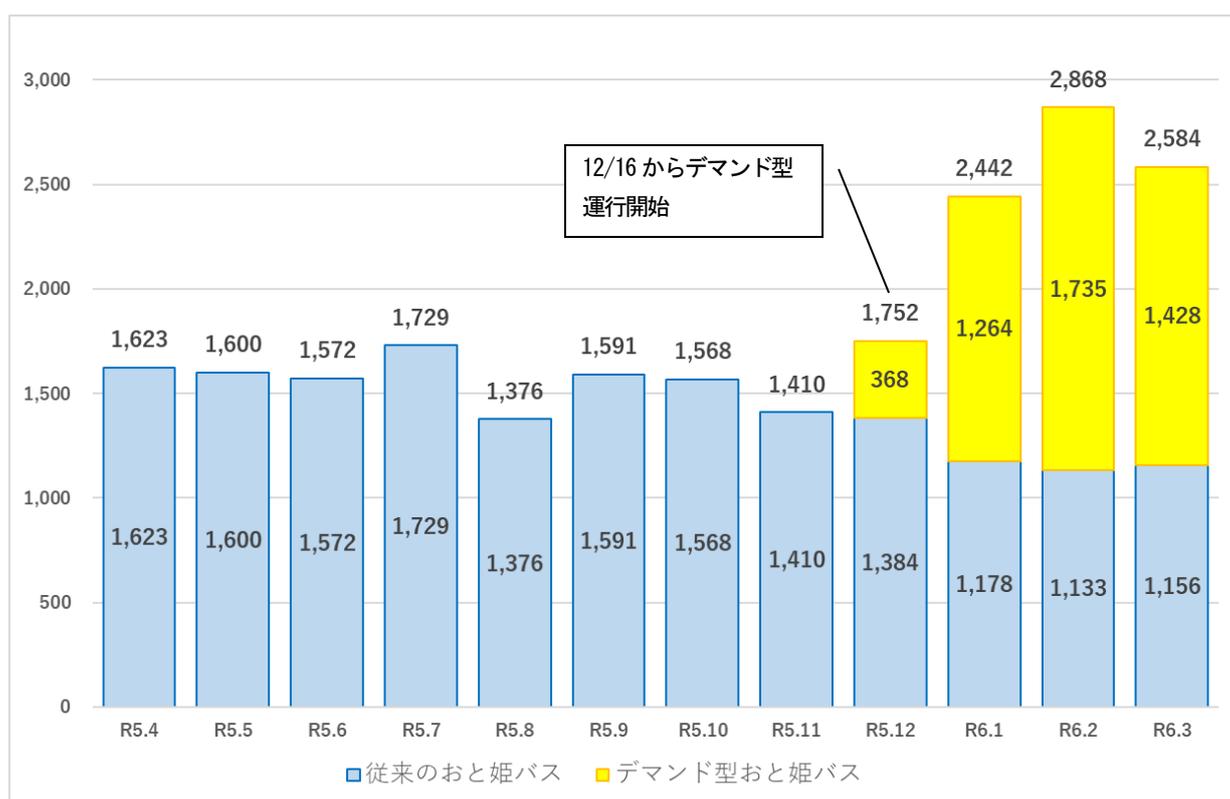


図 従来のおと姫バスとデマンド型おと姫バスの利用者数（月別）

(ウ) さんようバス乗車人員・生活交通路線維持費補助金・運賃補てん補助金

a 乗車人員（令和2年度～令和5年度）

令和2年度	94,189人
令和3年度	101,780人
令和4年度	84,999人
令和5年度	85,715人

b 生活交通路線維持費補助金（令和2年度～令和6年度）

令和2年度	6,075,681円
令和3年度	416,519円
令和4年度	3,384,713円
令和5年度	3,497,199円
令和6年度予算	5,248,000円

※国の補助金申請において、補助対象経常費用のうち、補助対象必要収益は、20分の11が必要であり、経常収益を差し引いて、更に不足する部分について町が補助金を支出。

c 運賃補てん補助金（令和2年度～令和6年度）※平成29年度10月より実施

令和2年度	15,018,091円
令和3年度	14,653,701円
令和4年度	15,455,320円
令和5年度	15,337,956円
令和6年度予算	15,456,000円

※路線バスの運賃値下げによる欠損額を町が補助。

(エ) 竹原フェリーバス欠損額負担金（令和2年度～令和6年度）

令和2年度	2,319,750円
令和3年度	2,987,550円
令和4年度	2,679,300円
令和5年度	2,998,350円
令和6年度予算	3,572,400円

※竹原港～竹原駅、中通、パルティフジまでの定期路線の欠損額を竹原市55%、大崎上島町45%の割合で補助。

※ 陸上交通・海上交通欠損額の8割が国の特別交付税で措置

(本ページの竹原フェリーバス欠損負担金及び町独自施策であるバス運賃補てん補助金を除く)

(3) 令和5年度収入支出決算について

令和5年度大崎上島町公共交通連携協議会決算書

収入の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
負担金	負担金	負担金	—	—	
補助金	補助金	補助金	4,268,000	4,268,000	町補助金
繰越金	繰越金	繰越金	—	—	
諸収入	諸収入	諸収入	1,000	21	預金利息
合計			4,269,000	4,268,021	

支出の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
運営費	会議費	会議費	408,000	71,830	37回協議会報償費
				58,895	38回協議会報償費
				58,895	39回協議会報償費
				78,435	40回協議会報償費
				58,895	41回協議会報償費
				65,225	42回協議会報償費
小計			408,000	392,175	
運営費	事務費	事務費	90,000	0	
小計			90,000	0	
事業費	事業費	事業費	3,771,000	2,145,770	地域公共交通計画策定事業 実施支援業務
				1,320,770	交通体系検討に向けたアンケート調査業務
				296,450	公共交通利用促進業務
小計			3,771,000	3,762,990	
予備費	予備費	予備費	—	—	
小計			—	—	
支出計				4,155,165	
町へ戻入				112,856	執行残 112,835 円 預金利息分 21 円
合計			4,296,000	4,268,021	

令和5年度大崎上島町公共交通連携協議会
収入支出決算審査意見書

大崎上島町公共交通連携協議会規約第13条第3項の規定により令和5年度収入支出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果は、次のとおりである。

1 審査対象

令和5年度収入支出決算書および関係帳簿類

2 審査期日

令和6年4月15日

3 審査方法

令和5年度大崎上島町公共交通連携協議会収入支出決算書及び証書類について、関係帳簿類と照合して審査を行い、必要に応じて関係者の意見を求めた。

4 審査結果

審査に付された収入支出決算書及び証書類は、関係帳簿と符合しており、計数的にも正確であり、予算の執行状況も適正なものと認めた。

令和6年4月15日

大崎上島町公共交通連携協議会

監査委員（大崎上島町商工会 副会長）

信谷 裕



(4) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について

① 町内における公共交通（陸上交通）の利用者数※

基準（令和元年度）	現状（令和5年度）	目標値（令和6年度）
113,800人	107,597人	基準の水準を維持

※コミュニティバス、路線バスの利用者数の合計値

② 本町の地域公共交通関連の支出額※

基準（令和元年度）	現状（令和5年度）	目標値（令和6年度）
12,565万円	約15,495万円 [高速船 5,536万円 ブルーライン 1,901万円 安芸津フェリー 167万円 さざなみ 2,053万円 おと姫バス 2,804万円 デマンド 1,150万円 路線バス 1,884万円]	基準の水準を維持

※陸上交通、海上交通における支出額の合計額

③ コミュニティバス（おと姫バス）の収支率

基準（令和元年度）	現状（令和5年度）	目標値（令和6年度）
6.1%	5.1%	基準の水準を維持

④ 本町の観光客数※

基準（令和元年度）	現状（令和5年度）	目標値（令和6年度）
85,000人	43,484人	88,000人を上回る

※目標値は「大崎上島町第2次まち・ひと・しごと総合戦略」に準じて設定

⑤ 将来の交通手段をとっても不安を感じる町民の割合※

基準（令和2年度）	計画期間最終年に調査	目標値（令和7年度）
28.6%	— %	25%未満

※令和2年度町民アンケート「将来の交通手段に対する不安の程度」の回答より

⑥ 高齢者等への公共交通勉強会の開催回数

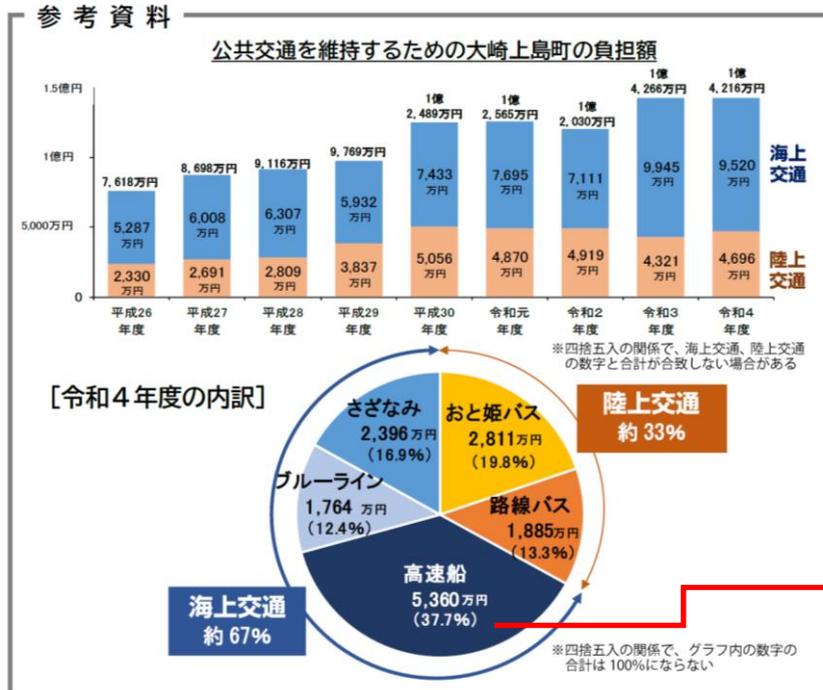
基準（令和2年度）	現状（令和5年度）	目標値（～令和7年度）
8回/年	6回/年	毎年8回以上

(5) 竹原大長航路（高速船）の運航休止について

1 背景

大崎上島町では、公共交通サービス維持のために年間1億4,216万円（海上交通9,520万円、陸上交通4,696万円／令和4年度）を負担しており、その金額は海上交通を中心に増大傾向にあった。（直近3年間で1,700万円の増加）

一方で、陸上交通では、令和4年度に実証運行したデマンド型バスが各世代から大変好評であったことなどから、令和5年度の大崎上島町公共交通連携協議会において、陸上交通と海上交通を含む公共交通の再編・見直しの協議が行われてきた。



高速船の町負担額及び利用者数の推移

年度	町負担額 (万円)	利用者数 (人)
H26	3,697	38,702
H27	3,692	38,195
H28	3,696	36,111
H29	3,694	34,727
H30	3,700	28,664
R01	4,000	28,835
R02	4,425	21,039
R03	5,391	19,537
R04	5,360	20,523
R05	5,536	20,990

2 令和5年度の協議結果概要

- 町民アンケート調査の集計結果を踏まえ、公共交通サービスのあり方に係る対応案を整理した上で、コスト削減効果を試算した結果、高速船の減便等では抜本的な解決に繋がらないことが明らかになった。また、利用の少ない区間のみ運航休止した場合においても、運航収益が減少するため、持続可能な運航の維持が困難になることが予測された。
- 高速船の運航に関して、町の赤字補填が多額なため早期の対応が必要であることや、今後はデマンドバスによる陸上交通の充実を進めることで島内区間における高速船の代替移動手段となり得ることから、利用状況に鑑み、高速船運航に係る赤字補填は令和6年度末をもって終了するという方向性が、大崎上島町公共交通連携協議会において決定した（令和6年2月28日）。
- この決定を踏まえた現運航事業者との協議において、船員の高齢化や若手船員の雇用確保が困難なことから、将来にわたる当該航路の維持は難しい旨を確認した上で、令和7年度以降の高速船の運航休止の方向性について両方で合意した（令和6年3月14日）。

3 関係機関との調整

高速船運航休止の方向性を踏まえ、令和6年4月以降、中国運輸局、広島県、関係市町で構成する行政連絡会において、大崎上島町公共交通連携協議会での議論の経緯等について情報共有するとともに、必要な届け出等の手続きについて確認を進めている。

4 今後の対応

- (1) 町民を対象に、大崎上島町における公共交通の再編に係る説明会を開催する。
- (2) 引き続き、行政連絡会において運航休止に係る連絡調整を行う。

2. 協議事項

(1) 令和6年度収入支出予算（案）について

令和6年度大崎上島町公共交通連携協議会の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ4,594千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収入支出予算」による。

(支出予算の流用)

第2条 支出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和6年6月27日

大崎上島町公共交通連携協議会 会長 小田 博

第1表 収入支出予算

○ 収入の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 負担金	1 負担金	1 負担金	—	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,593	大崎上島町補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	預金収入
収入合計			4,594	

○ 支出の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 運営費	1 会議費	1 会議費	397	協議会委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	50	需用費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,147	業務委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	—	
支出合計			4,594	

第2表 補助対象経費算出明細

補助対象経費の区分	補助対象経費 (千円)	積 算 内 訳	
委員会等経費	397	委員報酬 (協議会4回分)	360,000 円
		振込手数料	36,300 円
		小計	396,300 円
事務費	50	事務消耗品代等	50,000 円
		小計	50,000 円
業務委託料	4,147	地域公共交通計画事業実施支援業務	2,475,000 円
		公共交通利用促進事業	1,669,800 円
		振込手数料	1,540 円
		小計	4,146,340 円
合 計	4,594		

(2) 令和6年度事業計画（案）について

① 陸上交通の運行及び改善事業

ア おと姫バス、路線バスの利用状況の検証等

おと姫バス（定期路線・デマンド（予約型））、路線バスの利用実績等からサービス内容を検証し、必要に応じて改善の検討を行う。また、収益率が極端に低い路線の減便または廃止を検討する。

イ 新たな交通課題への対応方策の検討

人口減少・高齢化の急進等の対応策等、町内の新しい交通課題への対応方策について検討する。

② 海上交通の運航及び改善事業

・ 高速船利用分析

高速船の利用者数、利用状況等を検証するとともに、運航休止に伴う対応策を検討する。

③ 乗り継ぎ・待合い環境の改善事業

・ 公共交通利用者の快適利用に向けた環境整備

バス停へのベンチ新設等、公共交通利用者の快適性向上に向けた環境整備を検討する。

④ 地域公共交通利用促進業務

ア 町民を対象とした公共交通勉強会の実施

サロン等を対象として、公共交通勉強会を実施し、利用促進（デマンドおと姫バスの周知）等を図る。買い物支援の一環として、勉強会の回数・内容を充実させるため、運営を外部に委託し実施する。

イ 町広報紙へ協議会事業紹介及び公共交通利用促進啓発記事を掲載

町広報紙を活用し、公共交通の利用促進及び協議会事業の実施状況を町民に報告する。

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿

区 分	団体名	職名等	氏 名	備考
学識経験者その他協議会が必要と認める者（大学教授等）	広島商船高等専門学校	流通情報工学科教授	岡山正人	
一般旅客自動車運送事業者	さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	さんようバス株式会社	従業員代表	佐村 優	
一般旅客定期航路事業者	尾道地区旅客船協会	事務局長	柳井裕志	
	山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治	
	大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫	
利用者又は住民代表者	大崎上島町議会	議長	信谷俊樹	
	大崎上島町連合区長会	副会長	山田泰三	
	大崎上島交通問題協議会	会長	閑田大祐	
	大崎上島町商工会	会長	信谷 裕	
	大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也	
	大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美	
	大崎上島町観光協会	会長	中原幸太	
国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	築山泉美	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	蔦 真	
広島県地域政策局地域振興担当部長又はその指名する者	広島県地域政策局	公共交通政策課長	丸石圭一	
広島県警察竹原警察署長又はその指名する者	竹原警察署	大崎上島分庁舎長	田山陽次	
大崎上島町副町長	大崎上島町	副町長	小田 博	
大崎上島町地域経営課長	大崎上島町	地域経営課長	三村竜也	
道路管理者	大崎上島町	建設課長	藤原通伸	

大崎上島町公共交通連携協議会規約

制定 平成22年 7月 23日

(設置及び目的)

第1条 大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定及び海上運送法（昭和24年法律第187号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1大崎上島町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、航路の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 大崎上島町副町長
- (2) 大崎上島町地域経営課長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者
- (6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者
- (7) 大崎上島町議会の代表
- (8) 利用者又は住民の代表
- (9) 国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者
- (10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (11) 広島県地域政策局総括官（地域振興）又はその指名する者
- (12) 道路管理者
- (13) 広島県警察竹原警察署長又はその指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の

職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大崎上島町企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1人置く。

- 2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会財務規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年3月24日一部改正

平成28年8月31日一部改正

令和2年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

大崎上島町公共交通連携協議会財務規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、大崎上島町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に報告しなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に報告しなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大崎上島町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約第11条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大崎上島町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大崎上島町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大崎上島町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大崎上島町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
大崎上島町 公共交通連 携協議会 長の印	大崎上島 公共交通 連携協議 会印	古印体	21×21	会長名 をもって 発する 文書	1	事務局長